

定期駐車券発行申請書

(宛先) 上越市長

上越妙高駅西口・東口駐車場定期駐車券規約書に同意のうえ、定期駐車券の発行を申請します。

申請日	令和	年	月	日
住所				
フリガナ 氏名				
電話番号				
車両番号				
利用期間	令和	年	月	日 から
	令和	年	月	日 まで

上越妙高駅西口・東口駐車場

定期駐車券規約

1 定期駐車券に関すること

- ・定期駐車券の料金は、月額 10,000 円とし、利用月分を前月末までに納入しなければならない。ただし、申込み時点で 1 月に満たない場合（15 日以内）は 1 月の半額とする。（年払いとすることもできる。）
- ・定期駐車券の利用期間が満了する日の翌日までに、定期駐車券を市へ返却しなければならない。ただし、引き続き定期駐車券の発行を申請し、料金を納入した場合は、この限りでない。
- ・定期駐車券を解約する場合、1 月前までに書面をもって解約の申し入れを行う。その際、納入済の料金は返金しない。
- ・定期駐車券を他人に貸与、譲渡してはならない。
- ・定期駐車券の紛失・破損により使用不可となった場合、市は実費を徴収して再発行することができる。
- ・利用者が上記に違反する場合、市は定期駐車券の使用を停止することができる。

2 駐車場の利用に関すること

- ・駐車場の利用時間は、午前零時から午後 12 時までとする。
- ・駐車場が満車の場合、利用することができない。また、市は管理上必要がある場合に駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。その際、料金は返金しない。
- ・駐車場所は特に定めない。
- ・駐車場内では時速 5km 以下で安全走行に努め、駐車後は速やかにエンジンを停止する。場内の美化保全に協力し、ゴミの投棄などをしてはならない。また、駐車以外の利用はできない。
- ・駐車場内の事故について、市は一切の責任を負わない。